

工事担任者の資格者証交付申請を行える期間の延長についてのお知らせ

2016年5月10日

一般財団法人日本データ通信協会
人材研修部 eLPIT 事務局

熊本県熊本地方の地震により被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

工事担任者の資格者証交付申請期間の延長対象者および延長後の満了日につきましては、総務省告示第202号（平成28年5月9日）をもって、下記の通り告示されましたのでお知らせいたします。

記

1. 工事担任者の資格者証交付申請を行える期間の延長

(1) 対象者

災害救助法適用区域（熊本県内全45市町村）に居住する方で、平成28年1月15日から同年4月20日までに工事担任者の養成課程（eLPIT）を修了（合格）した方

(2) 延長後の満了日

平成28年9月30日

注：災害救助法適用区域（内閣府）

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisyu.pdf

2. 本件に関するお問い合わせ窓口

eLPIT 事務局（Tel 03-5907-6169）

平日 AM9:00～PM5:00 まで